

特別区設置協定書（案）と旧協定書の主な相違点

2020年（令和2年）6月

副首都推進局

本資料は、2020年6月に大都市制度（特別区設置）協議会で決定された特別区設置協定書（案）と2015年5月に住民投票の対象となった特別区設置協定書（旧協定書）について比較し、主な相違点を副首都推進局で整理したものです。

■設置の日

	旧 協定書	現 協定書 (案)
設置の日	○システム改修等に要する期間を踏まえ、住民投票から約2年後の2015年(平成27年)4月1日	○十分な準備期間を確保する観点から、住民投票から約4年後の2025年(令和7年)1月1日

■区数・区割り

	旧 協定書	現 協定書 (案)																		
区数・区割り	<p>○5つの特別区を設置</p> <table border="1"> <tr> <td>北区</td> <td>都島区、北区、淀川区、東淀川区、福島区</td> </tr> <tr> <td>湾岸区</td> <td>此花区、港区、大正区、西淀川区、住之江区(南港北1～3丁目、南港東2～9丁目、南港東2～9丁目、南港中1～8丁目の区域に限る)</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>城東区、東成区、生野区、旭区、鶴見区</td> </tr> <tr> <td>南区</td> <td>平野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区、住之江区(湾岸区となる区域を除く)</td> </tr> <tr> <td>中央区</td> <td>西成区、中央区、西区、天王寺区、浪速区</td> </tr> </table> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人口一人当たりの自主財源の最大格差 … 1.54倍(2012年) ◆将来推計人口の最大格差 …………… 2.05倍(2035年) 	北区	都島区、北区、淀川区、東淀川区、福島区	湾岸区	此花区、港区、大正区、西淀川区、住之江区(南港北1～3丁目、南港東2～9丁目、南港東2～9丁目、南港中1～8丁目の区域に限る)	東区	城東区、東成区、生野区、旭区、鶴見区	南区	平野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区、住之江区(湾岸区となる区域を除く)	中央区	西成区、中央区、西区、天王寺区、浪速区	<p>○4つの特別区を設置</p> <table border="1"> <tr> <td>淀川区</td> <td>此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区</td> </tr> <tr> <td>北区</td> <td>北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区</td> </tr> <tr> <td>中央区</td> <td>中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区</td> </tr> <tr> <td>天王寺区</td> <td>天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区</td> </tr> </table> <p>区数：特別区の財政基盤の安定 区割り：特別区間の財政の均衡・人口バランスをより重視</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人口一人当たりの自主財源の最大格差 … 1.19倍(2015年) ◆将来推計人口の最大格差 …………… 1.33倍(2035年) 	淀川区	此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区	北区	北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区	中央区	中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区	天王寺区	天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区
	北区	都島区、北区、淀川区、東淀川区、福島区																		
湾岸区	此花区、港区、大正区、西淀川区、住之江区(南港北1～3丁目、南港東2～9丁目、南港東2～9丁目、南港中1～8丁目の区域に限る)																			
東区	城東区、東成区、生野区、旭区、鶴見区																			
南区	平野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区、住之江区(湾岸区となる区域を除く)																			
中央区	西成区、中央区、西区、天王寺区、浪速区																			
淀川区	此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区																			
北区	北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区																			
中央区	中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区																			
天王寺区	天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区																			

■事務分担

	旧 協定書	現 協定書（案）
特別区の事務	○中核市並みを基本とし、住民に身近な事務については、都道府県・指定都市権限であっても特別区が担う	○同左 ○特別区の事務を拡充 （例）認定こども園の認可、認定 私立幼稚園の設置認可 母子父子寡婦福祉資金の貸付
住民サービス	○これまで蓄積してきた高度できめ細かい住民サービスを低下させないよう適正に引き継ぐ	○同左 ○以下の2点を追加 ・特別区の設置の際は、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは内容や水準を維持する ・特別区の設置の日以後においても、地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、その内容や水準を維持するよう努める

■ 財政調整

	旧 協定書	現 協定書 (案)
財源配分	○特別区と大阪府の役割分担に応じた財源の配分を基本とし、特別区と大阪府の配分割合は、「 <u>特別区設置の日までに知事・市長が調整する</u> 」	○同左（ただし、配分割合は、「 <u>過去3カ年の決算により算定する</u> 」ことを明記【必要がある場合は知事・市長が協議】） ○特別区の設置から10年間は、住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に追加配分（20億円/年）し、特別区の設置の日までに大阪市立の高校が府に移管された場合、その影響額も特別区に配分（17億円/年）
	○配分割合については、「 <u>設置後3年間は毎年、その後は概ね3年ごと</u> 」に検証	○配分割合については、「 <u>毎年度</u> 」検証 ○大阪府に配分される財源は、現在、大阪市が担っている広域的な役割の事業に充当することを明記
	○特別区への配分基準は、地方交付税の規定による算定方法に概ね準ずる算定方法（生活保護費等の義務度の高い経費は実態に応じて算定）	○同左 ○算定項目を明確化し、生活保護等の義務度の高い経費を算定すること、大阪府で発行した地方債の償還に係る費用を全額算定すること、単独の事業枠を人口に応じて算定することを明記
財政調整の 透明性	—	○財政調整制度における経理を明らかにする観点から、特別会計及び基金を設置し、管理することを明記

■財産・債務

	旧 協定書	現 協定書 (案)
財産	○大阪府が承継する財産に係る事業の終了後における当該財産の取扱いについては、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議	○同左（ただし、「特別区に引き継ぐことを基本に、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議」することを明記）
債務	○既発債は、債権者保護と金融市場の秩序維持の必要性に鑑み、大阪府が承継することとする。	○同左（ただし、母子父子寡婦福祉貸付資金会計に属するものについては事務の分担に応じて特別区が承継することに変更）
財務リスク	○外郭団体の特定調停に伴い、金融機関からの資金借入れに対し大阪市が行ってきた損失補償は、そのリスクに対する引当財源（相当額の大阪市財政調整基金）とともに、大阪府に承継し、 <u>リスクが解消された後</u> 、特別区へ配分	○同左（ただし、「 <u>リスクが解消された後</u> 」ではなく、借入金の償還に伴って、「 <u>損失補償相当額が減少する都度</u> 」に変更）

■大阪府・特別区協議会（仮称）

	旧 協定書	現 協定書 (案)
第三者機関	○協議が整わない場合は、第三者機関を通じて意見の調整を行う	○同左 ○第三者機関の委員数や委員構成、尊重義務等の考え方を明記

■一部事務組合

	旧 協定書	現 協定書 (案)
担当事務	○国民健康保険、介護保険、水道・工業用水道、システム管理、施設管理、財産管理の事務	○介護保険、児童養護施設等の所管事務、システム管理、施設管理、財産管理の事務 (国民健康保険と施設管理の一部は各特別区の事務、水道・工業用水道は大阪府の事務に変更)

■地域自治区・区役所・地域協議会

	旧 協定書	現 協定書 (案)
地域コミュニティの維持	—	○特別区設置に対する住民不安解消のため、地域コミュニティに配慮し、現在の 24 区単位で地域自治区を導入
窓口サービス	○住民の利便性を確保するため、現在の区役所を特別区の本庁舎及びその支所として、区役所の窓口サービスを実施	○住民の利便性を確保するため、現在の区役所で、窓口サービスを引き続き実施し、区役所の名称も現行のままとする (法令上の位置づけは、地域自治区の事務所)
住民意見の反映	○各特別区においては、これまでの大阪市における区政会議の取組を発展させるなど、住民自治の充実を図る	○地域自治区に地域協議会を設置し、住民の意見を反映させる仕組みを構築

■設置コスト

※協定書記載事項ではありませんが、協議会で議論された内容を記載しています。

	旧 協定書	現 協定書 (案)												
庁舎整備やシステム改修等に要する経費	<p>○特別区域内の既存庁舎を活用してもなお執務室の不足が生じる特別区は、不足分について湾岸区は ATC を賃借し、東区・南区・中央区は新庁舎を建設する</p> <p>(参考)</p> <p>◆コスト試算 (特別区と大阪府分の合計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額 (億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イニシャルコスト</td> <td>約 600</td> </tr> <tr> <td>ランニングコスト</td> <td>約 20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※庁舎整備やシステム改修等に要する経費</p>		金額 (億円)	イニシャルコスト	約 600	ランニングコスト	約 20	<p>○特別区域内の既存庁舎を活用してもなお執務室の不足が生じる特別区 (淀川区・天王寺区) は、不足分について現大阪市本庁舎 (中之島庁舎) を活用 (なお、特別区設置に際して新たな庁舎の建設は行わないが、将来的な庁舎のあり方について、特別区長・区議会を拘束するものではない)</p> <p>(参考)</p> <p>◆コスト試算 (特別区と大阪府分の合計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額 (億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イニシャルコスト</td> <td>約 241</td> </tr> <tr> <td>ランニングコスト</td> <td>約 30</td> </tr> </tbody> </table> <p>※庁舎整備やシステム改修等に要する経費</p>		金額 (億円)	イニシャルコスト	約 241	ランニングコスト	約 30
	金額 (億円)													
イニシャルコスト	約 600													
ランニングコスト	約 20													
	金額 (億円)													
イニシャルコスト	約 241													
ランニングコスト	約 30													